

第67回 地方分権改革有識者会議
第192回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和8年8月5日（水）10：00～11：34

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長（司会）、高橋滋座長代理、足立泰美議員、伊藤正次議員、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、高橋滋構成員（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕井上裕之内閣府事務次官、橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室長、藤原俊之内閣府地方分権改革推進室参事官、平賀剛内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）令和8年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）
 - （2）その他
-

（市川座長）ただいまから第67回地方分権改革有識者会議・第192回提案募集検討専門部会合同会議を開催いたします。

それでは、まず初めに、井上内閣府事務次官から御挨拶を頂きます。

（井上事務次官）皆様方におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。特に提案募集検討専門部会におかれましては、関係府省庁や地方三団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論いただき、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、令和8年の募集提案につきまして、関係府省庁からの1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方などを御審議いただくこととしております。政府といたしましては、持続可能な地方行財政の確保に向けて、自治体の事務の簡素化や地域における行政サービスの維持などを進め、地方分権改革に取り組むこととしております。地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、頂いた提案について丁寧に対応し、引き続き最大限の実現を図ってまいります。

本日の御議論も一層の御尽力をよろしくお願い申し上げます。

（市川座長）それでは、議事に入る前に、事務局で人事異動があったということでございますので、簡単に御紹介いただければと思います。

（橋本室長）8月4日付で地方分権改革推進室長を拝命いたしました橋本と申します。実は7年前、こちらで参事官を担当させていただいておりまして、今後とも先生方の引き続きの御指導をお願い申し上げたいと思います。

（藤原参事官）同日付で参りました、総括担当参事官の藤原でございます。

当室は初めての勤務になりますけれども、是非先生方の御指導をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（市川座長）それでは、本日の議事に入ります。

まず、議事（１）「令和８年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省庁からの第１次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）」に関しまして、大橋部会長から提案募集検討専門部会における検討状況の御説明をお願いしたいと思います。

（大橋部会長）提案募集検討専門部会における検討状況を報告いたします。

部会では関係府省庁及び地方三団体からヒアリングを行いました。その結果を御報告し、今後の進め方について御説明いたします。

関係府省庁ヒアリングでは、６月の有識者会議において重点事項として選定いただいた36事項のうち、代表的な21事項に絞り、その内容を検討したわけであります。

現在、自治体の担っている事務について、国、都道府県、市町村のそれぞれどこが分担するのが日本の統治システムとして合理的なのか、そういう観点からの見直しをしております。

その例といたしまして、市町村から国への事務処理主体の変更を求める例として、例えば現在では市区町村が障害年金を含む国民年金事務を担っておりますが、これは市区町村が全国に1,741あり、住民に近いという利便性を理由にこのような体制になっています。また、市町村において、転入届、国民健康保険料に関する手続き等と一体的に処理できるということが言われてきました。

しかしながら、現在ではマイナンバー情報連携により、年金の手続きにあたって必要な情報は日本年金機構で入手できます。一方で、日本年金機構しか持っていないような情報があつて、市町村に相談があつても対応できず、結局、住民が年金事務所と市町村の間を行ったり来たりするようなことになってしまう。また、短い人事異動の中で動いている市町村の職員にとって、この年金事務というのは事務の専門性、複雑性の面で事務に精通するのは難し過ぎるということがあります。

そこで、このようなものを日本年金機構で一元的に担ってもらうことはできないのかという提案が出ております。一元化については、日本年金機構の人手不足等を理由として、厚生労働省から抵抗がいろいろあるわけですが、一元化を図るとか、場合によっては日本年金機構の職員が市町村窓口に何らかの支援を行うというような体制作りができないかということを今年は議論しております。

同じような問題として、最近ではクマが日常生活圏に出没して被害が生じているというような例があります。その業務を担っているのは、現在、市町村になっているわけです。しかしながら、市町村にそのような専門人材がいるかと言いますと、そのような体制にはなっていないことがあります。例えば、人口5万人の都市でありますと、担当職員が1人、しかも、その1人がクマ対策のほかには林業とかも兼ねているというようなことになると、実際にはなかなか進まない。法律には都道府県が支援できると書いてあるのですが、なかなかその間の連携がうまくできておらず、市町村が孤立してしまっているというような状況があります。

そこで、都道府県に積極的な役割を果たしてもらいたい。例えば、計画策定をしていただくとか、指導、研修をしてもらうというような形で、重点を移すような提案も現在議論しているところであります。

それと、フォローアップ案件についても力を入れておりますので、その状況を御紹介したいと思います。難しい提案については、年度内での解決ができないものがあります。例えば、特別支援学校の就学奨励金については、法律上、保護者に支給すると書いてあるものですから、そこを限定的に解釈されて、実際には親権を行使している監護者にはそのようなお金が渡らない。文部科学省からは未成年後見人制度を使えばいいのだと言われており、昨年から継続して議論してきたわけであります。

そこで、これは無理して解決するのではなく、文部科学省からは全国で本当にそういう実態があるかどうか丁寧に調べてみたいという申出があつたため、調べていただいたところ、実際に支給に至っていない事例があつたということと、未成年後見人制度が選任に一定の困難があるというようなことを確認していただき

ました。そういう実態を踏まえて、実際には監護者の方にもお金が渡るように、予算措置として実現するというような形で現在議論をしております。

このような形で、かなり丁寧に時間をかけて問題に対応しております。

また、昨年関心がございました補助金の問題があります。これはこの会議でも三木議員や地方三団体から強力に改善を求められているものであります。具体的に申しますと、提案のあった国庫補助金の給付事務を市町村が行っている中で、その給付先に不正受給等を行う事業者がいて、欠損金が出たような場合に、最後の給付の責任、返還は市町村が担うという事例が多く見られたところであります。

それにつきましては、補助金適正化法等の法律にそうした市町村に対しての配慮規定がないというようなことが理由で、ずっと平行線だったわけです。私どもからはそういう法律の配慮規定を設けてほしいということを議論してきたわけですが、事務局に丁寧に調査いただいた結果、個別の案件でそうした補助金の欠損が出たような事例で市町村の責任を問わないという補助金の交付要綱が存在することを確認しました。そのような運用があるのだとすれば、それを参考に、同じような取扱いをしてもらいたいと議論を続けております。

できる限り地方の支障を解消するために、適切なスケジュールをきちんと管理して、自治体の実態を調査してもらった上で、2次ヒアリングにおいては具体的な方向性を示していただきたいというようなことを1次ヒアリングでは指摘させていただいた次第であります。

また、地方三団体ヒアリングにおきましては、全国知事会、全国市長会、全国町村会から人材不足の問題とか全国一律基準の弊害といった問題の御指摘がありました。また、現在まで進めてきた計画の統廃合の問題ないしは経由事務の廃止というようなことには引き続き積極的に取り組んでもらいたいというお声を頂きました。また、私どもが行っているような個別案件の処理に留まらずに、横断的な改革を行っていただきたいという御示唆を頂いたわけであります。

加えて、三団体ヒアリングの中で1つ気になったことは、ある提案につきまして、賛成の市町村がある一方で、消極的な市町村もあるものもあるわけです。そのようなものについて団体でも非常に御苦労されているようなのですが、これは何か一つで無理をして決定するというような必要はなくて、むしろやりたい自治体があれば、積極的にそこにやらせてあげるといような提案の実現の仕方もあるのではないかと。そのような自由なスタンスの中でこちらとしても受け止めたいので、是非三団体からもそういう案件も提案に出していただきたいと議論をさせていただいた次第であります。

今後の進め方につきましては、本会議終了後に事務局から関係府省庁に再検討の要請を行います。その際に、提案団体や地方六団体からの御意見と併せて、重点事項については、専門部会としての考え方や論点を明確にした主な再検討の視点を資料2にありますように関係府省庁に文書でお示しすることを考えております。

関係府省庁からは、8月31日までに2次回答が提出される予定ですので、私どもとしては9月中旬に再度関係府省庁からの2次ヒアリングを行い、年末の対応方針の決定に向けて議論を詰めていくというように考えております。

最後に、昨年この段階ではまだ方向性が合致していないものがありましたけれども、その後丁寧に一つ一つ提案を前進させてまいりました。今年も更に論点を整理して、最終的には地方の提案が1つでも実現できるように検討したいと思っておりますので、引き続き先生方と事務局には御支援をお願いしたいと思います。

以上、私からの御報告でございます。

(市川座長) 大橋部会長、ありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局から重点事項に係る関係府省庁からの１次回答の状況や主な再検討の視点等につきまして御説明いただきます。お願いいたします。

(藤原参事官) 資料１、資料２に基づきまして、重点事項に係る関係府省庁からの１次回答及び主な再検討の視点について御説明させていただきます。

まず資料１でございますが、前回６月の会議で決定していただきました３６の重点事項の一覧で、右から２番目の欄に共同提案団体や追加共同提案団体を含めた団体数を記載してございます。

続きまして、資料２を御覧いただきたいと思います。

７月上旬の４日間、主な重点事項について提案募集検討専門部会による関係府省庁からの１次ヒアリングを行いました。ここでの指摘や聴取した情報、また、関係府省庁からの１次回答等を踏まえて、全ての重点事項について再検討要請に向けた再検討の視点をまとめたところでございます。この場ではヒアリングを行った事項を中心に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、大きな項目の１つ目、事務処理方法の見直しに関する事項でございます。

重点項目１、覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止を求める提案であります。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、覚醒剤製造業者等に対する指定書の交付等について、都道府県経由事務を廃止する方向で検討し、その他の申請等の事務についても、申請等の内容を都道府県において閲覧可能とするため、e-Govによるオンライン化について検討を行った上で、都道府県経由事務の廃止を検討するとの回答がありました。再検討の視点としては、経由事務廃止について、次期地方分権一括法での法改正を視野に検討を進めること及びe-Govによるオンライン化の早期実現について検討を求めるものであります。

４ページ、重点項目３、住所変更等に伴う身体障害者手帳等の記載事項変更の届出の廃止等について、横断的に見直しを行うことを求める提案でございます。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、住民基本台帳法上の届出があった場合には個別法の届出とみなすといった方法を含め、どのような方法がよいのか検討を行うとの回答がありました。また、障害児福祉手当等について、職権対応する場合の課題などに係る自治体の調査を行い、その結果を踏まえて検討を行うとの回答がありました。再検討の視点といたしまして、住民基本台帳法上の届出を個別法の届出とみなす方法のほか、行政機関が住基ネットを通じて情報を参照することにより、個別法の届出義務を免除する方法、その他の方法も含め、関係府省庁との十分な調整の上での検討を求めるものであります。

８ページ、重点項目４、所得税等軽減に係る住宅用家屋証明及び住宅耐震改修証明の廃止を求める提案であります。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、長期優良住宅等の認定通知書は計画どおりに建築されたことを証明するものではないため、住宅用家屋証明書による確認が必要であること。また、住宅耐震改修証明書の発行は自治体の裁量に委ねられているところ、建築士等が発行する増改築等工事証明書の取得には一定の費用負担が生じることも踏まえると、一律に証明事務を廃止することは適当ではないとの回答がありました。再検討の視点といたしまして、住宅用家屋証明書については、登録免許税申請時に登記所へ提出した当該証明書の情報を記録簿等に残し、確定申告時に活用するなど、自治体の負担軽減に向けた具体的対応を検討いただきたいこと。住宅耐震改修証明書については、証明書発行に係る確認方法や手順をより具体化して示すなど、事務負担軽減方策等の検討を求めるものであります。

１０ページ、重点項目５、被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める提案であります。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、税制特例の適用対象となる空き家に密接に関わり、必要に応じて実態調査が可能な市区町村において本確認事務を行うことが最も適切であると

考えているが、事務負担軽減を図る観点から、令和9年度税制改正要望等の機会において検討を進めていくとの回答がありました。再検討の視点として、まずは被相続人居住用家屋等確認申請書の発行に係る対応も含め、税務署への窓口を一本化すること、税務署と市区町村の間の書類の申請状況の共有を通じた申請者における添付書類の簡素化をすること等について検討を求めるものであります。

12ページ、重点項目7、特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について、国での対応を原則とするよう、役割の明確化を求める提案でございます。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、複数の都道府県にわたる消費者被害事案について、都道府県との必要な連携体制の在り方も含め、連携強化を図るとともに、都道府県とのコミュニケーションをより深めていくことを検討するとの回答がありました。再検討の視点といたしまして、国が対応すべき事案の具体的なメルクマールを策定し、国及び都道府県間で共有するとともに、共同調査・共同処分の要請があった際の手順など、国と都道府県の連携に係るルール作りについて、法令への明示を含め、検討を求めるものであります。

14ページ、重点項目8、市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化を求める提案でございます。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、市区町村窓口は住民に身近であり、関連する事務手続が行えることから住民の利便性が高いこと、日本年金機構には厳格な定員管理があること等を踏まえ、窓口の日本年金機構への一元化は困難との回答がありました。再検討の視点として、窓口分散等により住民・職員双方にとって非効率になっていること、オンライン化により市区町村窓口の優位性が低下していること、市区町村では職員数が減少する中で持続可能な行政サービス提供が課題となっていることから、日本年金機構で担える業務を同機構で行うことなど、具体的かつ抜本的改善策の検討を求めるものであります。

17ページ、重点項目9、国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直しを求める提案であります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、保安林の保全・管理に係る事務については、国有林・民有林の区別なく都道府県知事が行うこととしており、国有林野に限り国の事務とすることは適当ではないとした上で、国職員の現地調査の際の設置状況写真など調査結果を提供し、都道府県事務の軽減に努めるとの回答がございました。再検討の視点としては、地方行政の現状を踏まえて、今日的に適切な事務分担の議論により、国有林野における手続を一貫して管理主体である国が行う形に見直すよう、検討を求めるものであります。

20ページ、重点項目10、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の策定等の主体に都道府県を追加することを求める提案であります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、都道府県が市町村の代わりに鳥獣被害対策を行うことや、都道府県が専門人材を確保し、鳥獣被害対策に関して指導や研修を実施することは、現行制度上可能であるとの回答がありました。再検討の視点としては、都道府県が実施する枠組みを作るだけでなく、都道府県と市町村の間で適切かつ持続可能な役割分担がなされるための取組や、都道府県の広域的かつ主体的な役割を法律上明確化すること等の制度的な見直しについて検討を求めるものであります。

27ページ、重点項目15、二級建築士等試験に係る審査・実施体制の見直しを求める提案であります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、合格基準の決定等に関する事務は国が画一的に行うべきではないが、都道府県建築士審査会の開催については、今後、提案団体のヒアリング等を実施し、事務負担軽減の方法を検討するとの回答がありました。再検討の視点としては、2次ヒアリングまでに自治体へのヒアリング等を実施した上で、本提案で求める措置のほか、合格基準の決定等に関する事務の指定試験機関への委託、都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担の軽減方策についても検討することを求めるものであります。

30ページ、重点項目18、認定特定行為業務従事者認定書等のデジタル資格者証への移行を求める提案であります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、都道府県ごとに申請様式や外部委託の状況が異なることを

踏まえ、国家資格等情報連携・活用システムの活用については、都道府県の実態を把握した上で検討するとの回答がありました。再検討の視点としては、都道府県に対する実態調査を踏まえ、委託事業者も含めた国家資格等情報連携・活用システムの活用及びデジタル資格者証を認定証の原本と位置付けることの検討を求めるものであります。

32ページ、重点項目19番、マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等を求める提案であります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、総務省より、市町村の負担軽減の観点から、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう、関係府省庁と連携していく、法務省より、登記所から市町村への通知事項にマイナンバーを追加することは、地方税の課税の観点から検討される必要があるとの回答がありました。再検討の視点といたしましては、所有者不明土地等対策の観点から、不動産登記制度においてもマイナンバーの活用は有効であり、法務省と関係府省庁が連携し、制度面及びシステム面における必要な措置の検討を求めるものであります。

34ページ、重点項目20、都道府県労働委員会委員の任期の見直しを求める提案であります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、委員候補者の安定的な確保、人材の適格性の確保及び労働委員会制度等における一貫性の観点から、委員の任期は引き続き2年とすることが適当であるとの回答がありました。再検討の視点としては、2次ヒアリングまでに各都道府県労働委員会や関係者への実態調査、意見聴取等を実施した上で、都道府県労働委員会の任期を条例に委任する方法も含め、関係者間で丁寧な合意形成を図りつつ、検討することを求めるものであります。

36ページ、重点項目21、住所公告の廃止を求める提案であります。まず、都市再開発法第28条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直しを求めるものであります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、個人情報保護の観点と都市再開発法第28条第1項、第2項の制度趣旨を考慮した上で提案内容の実現可否を検討するなどの回答がございました。再検討の視点としては、類似する土地区画整理事業では既に組合の理事の住所公告の見直しが行われていることから、市街地再開発事業についても同様の検討を行うこと等を求めるものであります。

次に、土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧の対象範囲の見直しでございます。こちらは関係府省庁からの1次ヒアリングでは、個人情報保護の観点と土地区画整理法施行令第21条の制度趣旨を考慮した上で、提案内容の実現可否について検討するとの回答がありました。再検討の視点としては、当該規定の主な趣旨は、選挙期日以前における選挙人名簿の正確性担保であり、選挙期日以後はその趣旨が外れることから、公職選挙法における選挙人名簿の縦覧制度廃止も参考にしつつ、見直しの検討を求めるものでございます。

40ページ、重点項目22、港湾・空港関係の補助事業に係る繰越事務の権限を国から都道府県に委任することを求める提案であります。関係府省庁からのヒアリングでは、繰越事務の都道府県への委任に当たっては、関係都道府県及び市町村等の意向を確認した上で進めていくこととしたいとの回答がありました。再検討の視点としては、国土交通省所管事業のうち、港湾事業及び空港事業以外については既に繰越事務の委任が可能となっていることを踏まえ、これらの事業についても速やかに委任が可能となるよう、意向等調査の結果を踏まえた対応を求めるものであります。

続きまして、大きな項目2といたしまして、地域におけるサービスの維持・向上に関する提案でございます。

44ページ、重点項目26、看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和を求める提案であります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、看護師養成所においては、学生の指導に支障を来さないために看護師資格を

有する専任教員 8 名以上の配置を求めているが、地域における必要な看護師を持続的に養成する体制を確保しつつ、教育の質が保たれるよう、看護師養成所の統廃合及びサテライト化を進めるに当たっての課題への対応や体制整備について今後検討していくとの回答がありました。再検討の視点としては、地域の看護師養成所の実情に応じた専任教員の配置が可能となるよう、専任教員の配置基準を参酌化することや、統廃合・サテライト化する場合に限らない配置基準の弾力化について検討を求めるものであります。

46ページ、重点項目27、指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準等の緩和を求める提案であります。このうち、指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直しについて、関係府省庁からの 1 次ヒアリングでは、栄養士等については非常勤でも配置が可能であること、入所定員が40人以下の施設では栄養士等の必置を求めない特例が認められているが、その定員要件を撤廃又は変更することは適切な栄養管理体制の確保に影響を与えるおそれがあるため、慎重な検討が必要との回答がありました。再検討の視点といたしましては、離島・へき地では有資格者自体が極めて少なく、非常勤での配置も難しいこと、ICTの活用による連携等により栄養管理の質を担保することは可能であることから、栄養士等の配置基準を参酌化することについて検討を求めるものであります。

46ページ、指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直しについてであります。関係府省庁からの 1 次ヒアリングでは、入所者の処遇への影響や公正・中立性の懸念、ケアマネジメントの質の確保の観点から慎重な検討が必要との回答がございました。再検討の視点としては、離島・へき地において地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とする観点から、介護支援専門員の配置基準を参酌化すること、現行制度では介護支援専門員は同一事業所内での他の職務への従事が認められているところ、同一敷地内の指定短期入所生活介護事業所での勤務についても認めること等について検討を求めるものであります。

48ページ目、重点項目28、市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和を求める提案であります。関係府省庁からの 1 次ヒアリングでは、指定居宅介護支援事業者等に委託する場合には、中立・公正性を確保する観点も踏まえ、介護支援専門員であって、都道府県又は指定都市が実施する研修を修了した者が認定調査を行うこととしているが、保険者の負担軽減等の観点も踏まえ、必要な検討を行うとの回答がありました。再検討の視点としては、資格要件が緩和されている指定市町村事務受託法人の調査員については研修等の取組により質が担保されていること、市町村が直営で調査を行う場合には調査員の資格要件がないこと、指定居宅介護支援事業者等については指定要件や都道府県及び市町村による指導・監督により、個人の調査員については秘密保持義務等の規定により中立性・公正性が確保されていること等を踏まえ、介護認定の委託における指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和について検討を求めるものであります。

続きまして、大きな 3 つ目の項目、強い地域経済の構築に関する事項となります。

51ページ、重点項目30、PPPの一種でありますLABV方式を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業の適用拡大等を求める提案であります。関係府省庁からの 1 次ヒアリングでは、公営住宅建替事業にLABV方式を含めることについて、事業スキームや建築物の権利関係等を踏まえ、公営住宅建替事業と同等程度の公共性が認められるか等の観点から慎重な検討が必要であり、また、BOT方式と同等程度の補助率の適用についても同様に慎重な検討が必要であるとの回答がありました。再検討の視点としては、明渡請求権を認めるに足る公共性を担保するために必要となる具体的条件及び補助対象・補助率をBOT方式と同等とするための条件について検討を求めるものであります。

最後に、昨年から継続している検討の事項でございます。

55ページ、重点項目34、診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直しを求める提案であります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、当該返還金に係る返還請求等の実態調査結果が報告されました。また、その調査結果を踏まえ、関係府省庁との協議の上、対応を検討していくとの回答がございました。再検討の視点といたしましては、徴収困難となった返還金に係る費用負担責任を市町村のみに負わせることは不合理であること、当該調査結果から対応の必要性が高いことが明らかになったことから、財務省を含む関係府省庁と速やかに協議を実施し、必要な措置について検討し、2次ヒアリングにおいて具体的な対応方針を示すことを求めるものであります。

56ページ目、重点項目35、特別支援教育就学奨励費等の支給対象となる保護者の要件の見直しを求める提案であります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、自治体に対して行った実態調査の回答を踏まえ、特別支援教育就学奨励費、要保護児童生徒援助費補助金のいずれも、予算補助において、保護者以外の方から申請があった場合も、実態として親権を行使しており、就学に要する経費を負担している者が支給を受けることができるよう対応するとの回答がありました。再検討の視点としては、当該予算補助での支給は来年度から実施していただくよう、また、地方の一般財源により措置されている準要保護者への就学援助についても、今般の制度改正の内容を自治体に周知し、自治体が適切に判断・対応できるよう万全を期していただくよう、検討を求めるものであります。

57ページ目、重点項目36、社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直しを求める提案であります。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、保険者を対象とした調査の結果とそれに対する意見について報告され、令和8年度中に結論を出すために、引き続きベンダーと事業者に対して調査を行うとの回答がありました。再検討の視点としては、保険者側の観点からの検討だけでなく、同月得喪に該当する被保険者が二重に保険料を徴収されている現状を解消する観点からの検討を求めるものであります。

以上が主な再検討の視点であります。

本日、当室から関係府省庁への再検討要請を行う際に、提案団体等からの見解とともにこれを関係府省庁に示し、これらを踏まえた再検討を要請する予定でございます。

なお、重点項目も含めて、内閣府と関係府省庁との間で調整を行う324件の提案の内容や提案に対する関係府省庁からの1次回答、それに対する提案団体等からの見解につきましては、参考資料として配付させていただいております。

資料2の説明は以上でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(市川座長) 事務局からの説明等に関しまして、御意見、御質問等のある方は御発言いただきたいと思います。

それでは、山下さん、よろしくお願いいたします。

(山下議員) 専門部会の皆様には丁寧に関係府省庁へのヒアリングや再検討の視点の整理をしていただき、感謝を申し上げます。

特に再検討の視点につきまして、それを後押しする形で私自身も2つほどコメントをさせていただければと思います。

23ページ、重点項目13、マイナンバーカードの発行事務の広域化について。前回書面でコメントを出させていただいたのですが、総務省の回答の中に、オペレーションの負荷が非常に多くなるという消極的な視点の引用として私のコメントが入っていたので、ここは誤解されているなということでコメントいたします。

前は、申請手続が市町村に限らず都道府県でも申請可能とするという要望として、書面提出させていただきました。そのままマニュアルの手続になるとオペレーションそのものが複雑になるし、窓口が増えるだ

けで心配だというコメントを差し上げたのです。したがって、実際にはBPRをきちんと行い、窓口を増やすだけではなく負担軽減をすることを並行してやらないといけませんというのを書いたつもりなのですが、前半部分だけ切り取られてしまったという感じです。

これは今回の専門部会の再検討の視点でありますように、パスポートの発給が前例となっていますし、地方公共団体情報システム機構に事務を集約するとか、様々な考え方があると思います。そういう意味では、負担増を理由に見送るということでは、駄目なのではないかと思います。BPRによって集約と効率をするという前提で制度設計をお願いしたいと、ここは強く推したいと思っています。

重点項目14について、これは結構大きな問題だと思っておりまして、地球温暖化対策推進法によって、中核市未満の小さい規模の市町村でもいわゆる実行計画の努力義務が設定されており、これを廃止して進めたいという提案です。私は、JCLPという日本気候リーダーズ・パートナーシップの代表理事を務めていまして、先月、長野県の阿部知事と包括連携協定を結ぶことにしました。それで長野まで行ってきたのですが、実際に小さい規模の市町村においては、気候変動対策はいわゆる産業構造の変革に近いわけで、これを単独で計画する専門の人材とか予算を確保するのはやはり相当難しい。限界があるなと感じています。

そういう意味で言うと、計画も実行も全部基礎自治体ではなく都道府県が担うというのもどうなのかと思います。実際の先端の活動は、住民や地元事業者と直接向き合わないといけない地球温暖化対策なので、ここは広域戦略を都道府県が描いて、それを基礎自治体が行うというような関係、これは正に専門部会からの主な再検討の視点において、小規模の自治体における計画策定の努力義務の廃止と、広域自治体である都道府県と市町村の適切な役割分担という観点が見られているのですけれども、これは非常に大切なところで、あまり専門能力がない小規模の自治体に計画の早期策定を求めるあまり、実行が遅れるということを懸念しました。

(市川座長) 三木さん、お願いいたします。

(三木議員) 市長会代表の三木です。

先ほど大橋部会長の御意見をお聞きして、とても参考になりました。例えば、専門職の不足やフォローアップを継続して検討していただくことは大変有り難いと思いました。

ほかにも幾つかとても参考になったのですけれども、もう一つ感じましたのは、各自治体は積極的なところと消極的な自治体があるもので、まとまらないというお話がありましたが、先ほど大橋部会長がおっしゃったように、それぞれの自治体にあった対応をすること自体が地方自治の本旨だと思っております。そういう面では、それぞれの地方自治に合った地方分権を進めていただくというのも一括して進めるのとは違った一つの方法だと思いました。

それから、分権提案の重要性を認識しながら、先進的に取り組んでおられる自治体のお話をお聞きしたいと思っておりますけれども、今度、地方分権改革シンポジウムで全国市長会行政委員会の委員長も務められている池田都城市長から御講演があるということなので、須坂市役所の職員だけでなく、長野県内の自治体の市町村長とか職員にもできるだけ声をかけて、オンラインで参加していくことが大事だと思いました。自分たちの課題に気が付くことがまず最初で、課題に気が付くことから解決策が生まれるのではないかと思います。

それから、山下議員がおっしゃられたのですけれども、再検討の視点にも書いてございますが、実際問題として市町村で計画を作るというのは非常に難しいと思います。しかも、産業構造を見ると、二酸化炭素の発生源はほとんどの外部のもので、市町村によるものは極めて限られているわけであります。その限られている中で何をするかというのは大事なのですけれども、大元のところは県でやっていただいて、市町村は自

ら本当に影響のあるところについて対応していくとした方が私は直接的な解決になるのではないかと思います。

それから、毎回お願いしております55ページの重点項目34なのですけれども、これにつきまして継続的に取り組んでいただきましてありがとうございます。最初、長野県内の一部自治体がこれに大変苦労していたわけでありまして、そのときにほかの自治体の長の皆さんにお話ししたときには、正直ぴんとこない自治体の長の皆さんがいらっしゃったわけでありまして。しかし、最近は非常に多くの自治体、しかも、都道府県や指定都市ではまとまって意見を出していただいておりますし、各自治体にとって極めて大事な問題だと思いますので、引き続き取り組んでいただくことが大事だと思っております。これ自体を見直すことが国と地方との在り方の見直しにもなりますし、私は各府省庁が見直していただくことが各府省庁への自治体の信頼関係の増幅にもつながると思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それからクマ対策について、本市では人口5万弱の中でクマ対策の職員は1人でありまして、それも専任ではありません。そういう面では、是非専門職のオンラインでの研修等もやっていただければと思っております。

こういう形で様々な課題に取り組んでいただくことが本来の地方分権への一歩だということを感じておりますので、感謝を申し上げまして、私からのコメントとさせていただきます。

(市川座長) 後藤さんからお願いします。

(後藤議員) 私からは意見が4点ございます。

まず1点目は、三木議員からお話ございました重点項目34です。この点については三木議員の御意見に強く賛同するところでございます。今回、自治体の側に立った方向性を出せることを強く望んでおります。

2点目は、重点項目20です。都道府県労働委員会の委員の任期見直しについてです。委員を3期務めさせていただきますので、事情を知る者として発言をさせていただきます。

専門部会のコメントに、再任実態を踏まえると、2年の任期は短過ぎるでありますとか、再任を当然の前提とする制度設計は不適切ではないか、あるいは、自治事務なので任期を条例に委任するという選択肢があり得るのではないかというような意見がついていまして、それらに同意いたします。労働審判の場合には、例えば弁護士などある程度経験がある方が務めますので、2年の任期でも問題ないのしょうけれども、労働委員会の場合には行政審査の経験がない方が委員になるケースが多いため、2年では足りず、例えばせめて3年、できれば6年とか務めないとよく分からないというのが実態だと思います。

労働委員会の委員数については、条例で13人、11人、9人、5人から選べるような形になっています。各側ですから公労使の人数です。自治体によっては5人でも多過ぎるのではないかと思います。ともあれ、委員数が選べるように、任期についても一律2年でなく、ある程度条例で決められるようにしていただくのがよろしいのではないかと思います。

3点目は、個別の内容ではなくて資料の形式についてです。結論から申し上げますと、この資料2をもう少し概要を把握しやすい形に整理して情報を御提供いただけると大変有り難いという意見になります。

本会議では、例年、夏の合同会議で重点事項に係る関係府省庁からの1次回答及び主な再検討の視点について御報告を頂いているところかと思います。資料2は、提案に対する各府省庁の1次回答や、それに対してどのような見解を示すかということがほとんど恐らく原文のまま記されていますので、資料的価値は大変大きいと思います。ただ一方で、会議資料としては情報量が多すぎて、要するにどのような回答がなされたのか、どのような返答をするつもりなのかを把握しにくい、現状把握のために脳のキャパシティが割かれてしまって、全体を見渡して建設的な議論をすることが難しくなっているところがあると

思います。

そこで例えば、原文が書かれている資料は参考資料として添付する形に留めていただいて、会議資料としては、提案ごとに1次回答が自治体に寄り添ったような回答なのか、そうでないのかというのを赤、黄、青の信号機の色のように示していただく等の簡素化をしていただきたいと思います。また、再検討の視点についても、「2次回答で具体的な方策の提案を要請する」というような結論を冒頭に簡潔に示していただいて、方向性を判断しやすい資料を作っていただきたいと思います。さらに資料の冒頭に全体の概要を付けて、テーマ別や府省庁別に前進傾向の回答が多いのか、あるいはそうではないのかが分かるようにしていただけると、どこにボトルネックがあるのか、難しさがあるのかが一目見て分かります。それは国民にとっての資料が公開されたときの行政の透明性や、政策の納得度の向上にもつながると思います。是非御一考いただければと思います。

4点目は、前回会議のときに御紹介いただいた、普通交付税算定事務における基礎数値の報告に係る運用の見直しについてです。この提案については、提案募集の対象外とするけれども、地方自治体の意見を申出る制度が交付税の制度にあるということでした。

ただ、実は私の下には、同様の提案をかれこれ20年ほど前から国に上げているのに、聞き入れていただけていないという声が届いています。提案募集が始まったのは2014年頃だったと思いますが、提案募集が始まったときにはすでに手を挙げる気にもならなかったとのこと。もし今回、これを契機に地方交付税に基づく制度で意見を反映していただけたら有り難いと思うのですが、それがかなわなかった場合には、こちらの提案募集方式で規制緩和要求として受け止めるというような余地を残していただければと思います。

(市川座長) 勢一さん、お願いいたします。

(勢一部会長代理) 私からは大きく1つで、具体的に2つの提案について触れたいと思います。

今回議論をしていて思いましたのは、国、都道府県、市町村の各主体が事務を担う中で、どこが何をすると最も事務の総体として最適になるのかが問われている点です。DXも標準化しつつありますし、その中で人口減少によるマンパワーの制約という状況があります。この中での国、地方を通した事務の最適化は制度を含めて考える必要があるということを議論していて思いました。もちろん、これまでも計画策定の見直しであるとか経由事務の廃止などの議論は続けてきていますが、事務処理の効率化や省力化だけではなく、政策効果の最適化という観点からも国の側でも制度検討をしていただくことが非常に大事だと思いました。

そういう点では、一つはクマ対策に係る重点項目10の事例です。鳥獣保護管理と鳥獣被害対策はそれぞれ別の法律で、所管の省も異なっています。計画策定もそれぞれの法律に基づいて、施策展開もそれぞれの法律の下で行われる仕組みなのですが、これを現場の努力で解消するのではなく、法制度の側が両方の協調に向けて整理し、場合によっては法改正などもしていただくというような形で議論をお願いしたいと思いました。

もう一つは重点項目19で、不動産登記事務でのマイナンバーの活用情報連携の提案です。この提案で象徴的だったのは、法務省の側の最初の意見として、現状では不動産登記事務にマイナンバーを使う必要に乏しいので利用していないという御回答でした。他方で、総務省ではマイナンバーの活用が市町村事務の負担軽減に資するという認識が示されました。国側の省庁でも認識や意見が異なっており、それが今回この提案をめぐる議論を通じて、関係府省庁の共通認識が得られたと私も理解しています。したがって、国側でももう少しこの提案のような視点を持って、制度全体としての最適化を今後御検討いただけると有り難いなと思いました。

(市川座長) 村木さん、お願いいたします。

(村木議員) 25ページ、重点項目14、温暖化についてですけれども、私は専門が都市計画でございますので、この状況を見ていると、都市構造や産業構造による違いがかなりあって、1つの県内においても行政体によって対応の仕方はかなり異なると認識しています。そうしますと、県で行うべき内容と市町村で行うこと自体の政策内容の相違などがあるように思いまして、都道府県と市町村の役割分担の明確化をもう少し考えていくことが大事ではないかと思いました。市町村に専門職が少ないということは重々理解しておりますけれども、市町村として最低限対応しなければならないことが何なのか、最低限やらなければいけない計画策定は何なのかなどの明確化と見直しをして、努力義務の廃止というのは行わないほうがよいのではないかと思います。

(市川座長) 沼尾さん、お願いいたします。

(沼尾議員) 私からは今回1点申し上げたいと思います。今回の御説明を伺っていても、やはり担当されている府省庁では、それぞれの政策理念や目標に基づいて制度を整備し、施策や事業を実施しています。ところが、自治体の現場では職員数の減少や限られた財源の下で対応を求められ、実態としてうまく回らなくなっている中で、これをどうしていくのか。その課題は国、都道府県、市町村それぞれ異なりますが、それぞれの事情や考えは共有すべきであって、それが提案募集方式を通じて出てきている。それを検討するということが議論の俎上に載っているのは本当に大切なことだと改めて感じたところがございます。

ただ、やはり国側の1次回答を見ると、政策理念や目標を達成するという責任感からの回答になっていて、一方、自治体の現場では、むしろ現状を踏まえると、これではうまくいかない、厳しいというところを提案している。それをどういうふうに折り合いをつけて検討していくのかというところなのだと思います。

先ほど後藤先生からお話も出たところなのですが、こういった国と都道府県、市町村の現場が情報共有をしながら、同じ土俵でどうすればいいかということを検討していく場を提案募集方式と並行して作っていくことも非常に大切と思うところです。先ほどクマ対策等でオンラインでの研修の話や、情報を共有するというようなお話も出ていましたけれども、国と地方の協議の場のようなものが実効性を持つ形で動いていくことも大事だと思いますし、それぞれのお立場の方が情報を共有しながら議論できる場を作っていくことがとても大切だと思います。

事務局には、今回の会議資料をまとめるに当たっても、政策目標や理念と現場実態の調整に関して、どういうところが国の側でのボトルネックになっているのかとか、それを見直すに当たって、提案募集方式として何か工夫できる点があればと思うところがあるので、その辺りのところをお聞かせいただけないかと思います。

(市川座長) 事務局には後でまとめて御指摘の点を答えていただきたいと思います。

それでは、大橋さん、お願いいたします。

(大橋議員) まず1点目、先ほどの勢一先生のコメントとも関係しているのですが、今年度、個人的に注目しているのは、国、都道府県、市町村の役割分担の在り方が問われるケースというのが結構目立っているということです。例えば、クマに関する事案では、都道府県の役割が問題となりましたし、それ以外で、重点項目14の地球温暖化対策のケースでも、やはり都道府県の役割の在り方が問われていました。また、国の役割との関係では、重点項目7、特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案における国での対応の在り方が問われていました。このような動きのベースには、自治体、特に市町村が悲鳴を上げているというところがあるのではないかと思います。この国、都道府県、市町村、さらには別の主体、民間主体などとの関係もあるかもしれませんが、適切な役割分担の在り方がひとつ注目されるテーマとしてあるかと思いました。

その関係で、先ほどこれらの提案のルーツには自治体、特に市町村の負担の重さが問題となっているということがあると申し上げましたけれども、各府省庁との交渉プロセスにおいては、市町村の事務負担の重さに対する各府省庁の鈍感さが見られるケースというのがありました。どれだけ厳しい状況に市町村が置かれている中で日々の業務に携わられているか。この辺りは一つ一つの提案について交渉を重ねる中でしっかり伝えていけたらいいと思いました。

(市川座長) 谷口さん、お願いいたします。

(谷口議員) 私が注目したのは3ポツ目の地位地域経済の構築という部分でして、こちらは「守りの分権」というより「攻めの分権」というのでしょうか。分権を進めることでより地域経済を発達させていくという趣旨の部分かと思えますけれども、これを拝見してみますと、せっかく官民連携で進めていくという部分があるにせよ、結局、本質的にそれは民の活動なのか、公の活動なのか。公であれば民の部分が制約されて、民であれば公の部分が制約されるというところで、やはり関係府省庁のもともとの枠組みとが変わっていないので、せっかく推進しよう、それで地域活性をしようとしても障壁になっているなという印象がありました。

例えば、重点項目30は、官民連携の枠組みを利用した公営住宅の取組の問題なのですが、その枠組みゆえに公的な支援を導入するのは難しいといった回答です。また重点項目32は、農林水産物の輸出証明書発行業務の民間委託のことだと思うのですが、発行主体が大臣又は知事である限り、主体というものを委託することは難しいという環境省の回答でした。非常に人手不足の中、名目的な発行主体が公であれ、民間に業務を委託するということは避けられない流れだとも思います。昨今では国が決めた様々な枠組みに対して、実施責任が自治体に負わされていることに対する自治体の不満は非常に大きくなっておりますので、せっかくの官民連携でそういった障壁を低くしていくという推進の姿勢は大事かと思いました。

(市川座長) 足立さん、お願いします。

(足立議員) 私からは1点だけ申し上げたいと思います。今回の重点事項を拝見しますと、資料2の15ページ～16ページ、年金事務につきまして、住民に身近な窓口機能と専門性の高い事務をどのように分担するのか。20～21ページにつきましては、専門人材の不足を踏まえまして都道府県と市町村の役割の見直し、さらには、25ページについては小規模自治体の計画策定や広域連携や共同実施をどう進めるのか。一見しますと異なるような提案のように見えます。しかしながら、それぞれ異なる制度や分野にも課題が見えまして、そこには共通する問題があるかと思えます。具体的には人口減少、そして、人材不足が進む中で、これまでの行政の担い方を前提とした制度をこのまま維持できるのかというのが論点になると思いました。

そのため、今回の重点事項につきましても、一時的な個別の課題としての対応と、人口減少社会に共通する構造的な課題を分けて進めていただきたいと思います。制度上、不整合や運用上の課題であれば、通知や交付要綱の見直し、あるいは予算措置によって比較的早期に改善できます。一方で、人材不足や専門人材の偏在、並びに人口減少による行政能力の低下になりますと、一過性で対応するのではなくて、今後も続く構造的な課題になるかと思えます。こうした課題に対してその都度その都度の特例や補助制度を積み重ねてしまいますと、結果として制度が複雑になってしまって、逆に現場が負担になるかと思えます。

現在、地方分権改革は現場から寄せられる個別の支障事例を一つ一つ改善していくという仕組みであるかと思えます。これは一定大きな成果を上げているのですが、一方、人口減少や人材不足といった構造的な変化に対して、果たして大きな成果になっているのかというのが若干疑問を呈しております。幾ら個別の案件で対応が進んだとしても、行政の担い方、場合によっては制度全体の仕組みを見直すような状況であるならば、実際に際限がないような状況になるかと思えます。ですので、人口減少という避けることができない環境に対して、いかにして行政システムの再設計、いわゆる改革のトリガー、こういったものを考

えていく節目になってきているのではないかとというのが若干気になっております。

したがって、重要なのは個別の個々の事務を減らすことに加えて、行政の担い方そのもの、人口減少時代に対してのふさわしい形の再設計の視点も重要かと思います。そうなりますと、幾つかのやり方がありますが、例えば1つ目としましては、国、都道府県、市町村の役割分担を固定的に考えるのではなくて、地域の実情や行政能力に応じて柔軟に直せる仕組みを作っていただきたいなと思います。ですので、専門人材が不足する分野には広域連携や共同化を進めることが必要ですし、DXを活用していわゆる行政事務の標準化・効率化を図ることによって、持続可能な形へ転換していただきたいのがございます。

2つ目としましては、地方分権改革の成果につきましても、何件権限を移譲したとか、何件手続を見直したという件数だけではなくて、いわゆる人口減少や人材不足、さらには災害が問題になります。熊本を見ても分かりますように、災害が明らかに環境変化の中に入ってきております。となると、必要な住民サービスを安定して提供し続ける行政システムがやはり評価の指標として重要になります。

3つ目、これまでの地方分権改革は、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを中心に進められてきました。でも、今後ですが、人口減少社会に適応したシステムを再設計という視点で改革の柱を超えていくような視点が必要かと思います。この3つの点につきましても、地方分権改革を分権の量を競う改革から、行政の持続可能性まで高めていただきたいなと思って、今回のいろいろな事案を拝見していても、やはり今までの視点よりもこの先は改革という視点で考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

(市川座長) 伊藤さん、お願いします。

(伊藤議員) 私からは全般的なコメントになります。今、議員の皆様から御意見があったとおり、やはり今回の提案募集では国、都道府県、市町村の役割分担、特に現場である市町村の事務負担が非常に大きい中で、その役割分担をどう再構築するかという提案が非常に多く寄せられていると感じています。

この点につきましては、私も委員として参加している第34次地方制度調査会において、より大きな方向性をこれから検討するということになっております。今回、今年の提案募集でいただいた個別の様々な提案についても、そういった大きな方向性を議論するときに非常に参考になると思いますので、こちらの情報をより大きな文脈で捉えるということも必要なのではないかと考えています。

同時に、例えば重点項目20の都道府県労働委員会の任期の見直しや、重点項目26の看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和など、従来どおり義務付け・枠付けの見直し、現場で非常に不合理に感じている基準を見直していくということについての提案がございます。こちらは地方分権改革の中でこれまで非常に重視されてきた視点ですので、こちらも依然として重要だということを改めて確認したいと考えています。

最後に、私から答えるのが適切かどうか分からないのですがけれども、先ほど沼尾さんから府省庁の政策理念と現場の負担感との間でどういうふうに情報共有が試みられているのか。これは後ほど事務局からきちんと御回答いただきたいと思いますけれども、私が見た感覚からすると、各府省庁でもいろいろな政策課題を検討するときに検討会のようなものあるいはワーキンググループのようなものを設置して、そこには自治体の代表の方も当然加わって議論に参加しています。ただ、そのとき、大体加わるのは非常によくできている自治体あるいは先進的な自治体でありまして、困っているところはそういうところに参加しないので意見が酌み取られないという傾向があって、各府省庁のヒアリングに参加しますと、きちんと自治体の代表の方は出ていますということをおっしゃるのですがけれども、やはりそこは非常に困っている、支障を感じている提案をこちらとしてはぶつけているつもりでありまして、そこが認識のずれにつながっている部分があるのかと思います。これは私の感想ですので、事務局からきちんと回答いただける部分は御回答いただきたいと思います。

(市川座長) 高橋さん、お願いします。

(高橋座長代理) この数年、この地方分権改革の仕事というのは、第一次地方分権改革以来、ある程度分権化された我が国のガバナンスシステムを非常に大きく縮小社会に入った現実はどうやって適用させていくかという作業なのではないかと思ってきた次第です。ただ、日本のガバナンスシステムを現実に応用させていくという中で、今、伊藤さんがおっしゃいましたけれども、各府省庁のみのレベルで制度設計をお願いしていると、どうしてもうまくいかないといえますか、適切な方向に行かない現実があって、その中で我々の仕事というのは大きな意味を持っているのではないかと思います。

例えば、8ページの重点項目4ですけれども、これなどは象徴的だと思いますが、耐震証明の発行などについて、軽減要件がかなり複雑なのです。ですから、耐震証明を取っても要件に適合しないというので認められないとか、さらには複雑なので、本当は税務署で相談すべきところ、自治体に相談が来て非常に負担になっている。さらには実際に調査してくださいということで、実践不可能なハードルが課されている。こういうようなものについて、従来どおりの発想というのを維持しがちな各府省庁に対して、再検討をお願いするというのは極めて大きな意味があるのではないかと思います。

例えば、各府省庁は現実に向けていろいろと制度設計を見直されていると思うのですが、例えば先ほどの44ページ、重点項目26の看護師学校養成所の専任教員配置基準の要件の緩和について、厚生労働省はサテライト化とか合併をすれば専任教員配置基準の要件をクリアできると言っておられるのですが、サテライト化や合併では、地域に根差した経営主体がなくなっていく。そのような方向だけで対応しようとすると、地域に根差した経営主体がなくなること、結局は効率化の観点からサテライトの廃止という方向に安易に傾きがちになる。このような懸念を踏まえながら、地域の実情に合わせた形で制度設計を見直していただくという方向を各府省庁をお願いする上で、我々の仕事というのは大きな意味があるのではないかと思います。思った次第です。

(市川座長) 一通り皆さんの御意見が出ましたので、事務局で本日お答えできる範囲でお願いいたします。

(橋本室長) 熱心な御議論を本当にありがとうございます。

幾つか御質問もありますので、私自身、1次ヒアリングの経緯を必ずしもつまびらかに踏まえた話ではないので、一般的なということになりますけれども、まず1点目、後藤先生から様式の話がございましたが、最終的にはいろいろ対外的に発表する様式とかもあるということでございますけれども、議論の過程で何がいいのかというのをまた部会長、座長と御相談しながら整理させていただきたいと思います。

あともう一つ、沼尾先生から各府省庁の現場判断、恐らく分野ごとにかなり濃淡があるのではないかと思います。私自身は地方勤務を4回やっておりますけれども、例えば分野によっては県にいたときになかなか御縁がない分野もございますし、すごく密接な分野もあるかと思っています。例えば最近で言いますと、外国人問題で出入国在留管理庁が新たにできていますけれども、今正に密接に現場と合わせができていくかということ、まだまだこれからだと思っています。

私自身はこれをフィードバック機能と呼んでいますけれども、何か政策を考えたときに、それが実際に現場で動いているかどうかということに関心を持っている部局とそうでない部局に大きく分かれると思います。コロナのときも通知が1,000通くらい出ているのですけれども、それが実際にワークしているかどうかまではフォローし切れないというような問題もあったと認識しています。

そういう意味で言いますと、足立先生におっしゃっていただきましたけれども、人口減少に伴う構造的な問題と今までの支障事例を踏まえ、共通する課題や論点を整理していくアプローチと別の整理が要るのかなというのはお伺いして思っておりましたし、伊藤先生からもございました、正に地方制度調査会で町村の事

務執行能力をどう考えるか、水平的な補完から垂直的な補完をどう考えるかという大きなテーマもあります。一方で、政策目的を持っている府省庁と、実施主体であることが期待される県、市町村とが同じ土俵で議論できるというのが重要だという御指摘だと思いますので、今後のこの分権改革の進め方の在り方に関わる大きな御指摘を頂いたと思っております、これからまた座長、部会長と御相談しながら、よりよくワークする仕組み、今までどおりに限らず、新しいチャレンジも検討してまいりたいと思いますので、引き続きの御指導をよろしくお願いいたします。

(市川座長) 本日の意見をいろいろと御参考に、2次ヒアリング等、専門部会の皆様には政策の趣旨と効果、それと現場、いろいろな面から、是非より良いものを目指していきたいということだと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議事の2つ目に入ります。

関連する資料4について、事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

(平賀参事官) 資料4に記載している地方分権改革シンポジウムにつきましては、次回は11月中旬に開催予定となっており、現時点で決まっているプログラムの内容を記載させていただいております。先ほど三木議員から言及していただいたように、講演者については、都城市の池田市長と東京大学の牧原教授2名が決まっております。提案募集の成果事例を紹介については、現在参加団体を調整中の状況です。

なお、平成29年以降は3月にシンポジウムを開催しておりましたが、前回開催した際のアンケート結果では、提案募集のサイクルとの関係で提案募集の前に開催してほしい、地方議会の開催時期を避けてほしいといった回答が一定数あったことを踏まえ、次回は11月の開催とさせていただいた次第です。

私からの説明は以上になります。

(市川座長) ありがとうございました。これにて本日の合同会議を終了いたします。どうも皆様、御参加ありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)